

# 下郷町合宿誘致事業助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人下郷町観光公社（以下「下郷町観光公社」という）が町内宿泊施設等を利用して合宿を行う団体に対し、予算の範囲内で交付する合宿誘致事業の助成について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意味は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 大 学 等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び保育所
- (2) 団 体 大学等の学生又は生徒及び監督、コーチ等の指導者を含む複数の者で構成する部、クラブ、サークル、ゼミナール、スポーツ少年団及び社会人による企業、クラブ等の団体
- (3) 宿泊施設等 旅館、民宿等の宿泊料金の支払いを要する施設並びに下郷町内文化スポーツ施設（大学等が自ら所有する宿舎、キャンプ場、ログハウス、バンガロー、貸別荘、コテージ等の自炊型宿泊施設、公営施設を除く。）
- (4) 合 宿 大学等の団体が町内の宿泊施設等に宿泊して文化活動やスポーツ活動等の練習を行うもの

## (交付の対象となる合宿)

第3条 助成金の交付の対象となる合宿は、次の各号の要件を全て満たしたものとする。

- (1) 大学等の団体が合宿により町内の宿泊施設に宿泊し、述べ宿泊者数が10人泊以上であること。
- (2) 町内の文化施設又はスポーツ施設等を利用すること。
- (3) 各種大会、会議等への参加を目的とするものではないこと。
- (4) 政治的活動、宗教的活動若しくは営利を目的とするものでないこと。
- (5) 公序良俗に反しないものであること。

## (宿泊助成日数)

第4条 助成可能な宿泊日数は連続して3泊を限度とする。

## (助成金額及び限度額)

第5条 助成金は、述べ宿泊者数に1泊当たり2,000円を乗じて得た額とし、1団体1回当たり15万円を限度とする。また、同一年度内において、同一団体の助成は1回限りとする。

## (交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、下郷町合宿誘致事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、合宿開始10日前までに下郷町観光公社に提出しなければならない。

- (1) 合宿計画書（様式第2号）
- (2) 合宿参加者名簿（様式第3号）
- (3) その他必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 理事長は、提出された助成金交付申請書に基づき、その目的及び内容を審査し助成金の交付の条件が整っていると認められたときは、下郷町合宿誘致事業助成金(変更)交付決定書(様式第4号)を速やかに事業申請者に通知する。

(変更等の承認の申請)

第8条 事業内容に下記の変更等が生じ、その承認を受けようとする場合は、下郷町合宿誘致事業助成金変更(中止)承認申請書(様式第5号)を提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 助成金交付申請額を変更すること。
- (3) 第3条の各号のいずれかに該当しなくなること。

(実績報告)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、下郷町合宿誘致事業助成金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、合宿終了後の14日以内に提出するものとする。

- (1) 請求書(様式第7号)
- (2) 合宿実績書(様式第8号)
- (3) 宿泊証明書(様式第9号)
- (4) その他必要と認める書類

(助成金の支払)

第10条 下郷町観光公社は、実績報告を精査した結果、交付要件を満たすと認められるときには、請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第11条 下郷町観光公社は、助成金の交付を受けた団体が交付申請書又は実績報告書等に虚偽の記載をしたときは、助成金の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号

令和 年 月 日

一般財団法人  
下郷町観光公社理事長 様

所在地  
団体の名称  
代表者氏名 印  
電話番号

令和 年度下郷町合宿誘致事業助成金（変更）交付申請書

このことについて、下郷町で合宿を実施したいので、下郷町合宿誘致事業助成金交付要綱第 6 条に基づき、助成金を交付されるよう関係書類を添付して申請します。

関係書類

- (1) 合宿計画書（様式第 2 号）
- (2) 合宿参加者名簿（様式第 3 号）
- (3) その他

様式第2号

合 宿 計 画 書

団体の名称			
実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日まで		
実施（練習等）会場			
宿泊施設			
参加実人数	人	延べ宿泊者数	人泊
助成予定金額	円		
合宿の目的			
合宿の日程・内容			

合 宿 参 加 者 名 簿

【団体の名称】 \_\_\_\_\_

No.	氏 名	年 齢	学年・役職	No.	氏 名	年 齢	学年・役職
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			

※30名を越える場合は、この用紙をコピーして利用ください。

様式 4 号

下郷町合宿誘致事業助成金（変更）交付決定書

申請者 名 称  
代表者 氏名 様

一般財団法人下郷町観光公社  
理 事 長 星 學

令和 年 月 日付けで申請のありました下郷町合宿誘致事業の助成金については、下記のとおり（変更）交付決定しましたので通知します。

記

助成金額	金	円
------	---	---

なお、今後、次の書類の提出についてご留意願います。

① 事業内容の変更、中止又は取下げの事由が生じたとき

下郷町合宿誘致事業助成金（変更）交付申請書

※ 変更（中止・取下げ）による違約金等の負担については、原則として本事業では交付の対象といたしませんのでご注意ください。

② 助成金の交付を受けるとき

下郷町合宿誘致事業助成金請求書を速やかに提出して下さい。

一般財団法人  
下郷町観光公社理事長 様

所在地  
団体の名称  
代表者氏名 印  
電話番号

令和 年度下郷町合宿誘致事業助成金変更（中止）承認申請書

このことについて、実施計画を下記のとおり変更（中止）したいので、下郷町合宿誘致事業助成金交付要綱第7条に基づき、承認してくださるよう申請します。

記

1 変更（中止）の理由・内容等

2 助成金交付申請額

（変更前） 円

（変更後） 円

※変更した内容が具体的に分かるように、変更した合宿計画書、合宿参加者名簿等を添付すること。

一般財団法人  
下郷町観光公社理事長 様

所在地  
団体の名称  
代表者氏名 印  
電話番号

令和 年度下郷町合宿誘致事業助成金実績報告書

このことについて、下郷町合宿誘致事業助成金交付要綱第 8 条に基づき、関係書類を添付して実績を報告します。

記

1 助成金額 円

2 関係書類

- (1) 請求書 (様式第 6 号)
- (2) 合宿実績書 (様式第 7 号)
- (3) 宿泊証明書 (様式第 8 号)
- (4) その他 (合宿実施中の写真等)



一般財団法人  
下郷町観光公社理事長 様

所在地  
団体の名称  
代表者氏名 印  
電話番号

令和 年度下郷町合宿誘致事業助成金交付請求書

下郷町合宿誘致助成事業助成金について、金\_\_\_\_\_円を交付して下さるよう請求します。

フリガナ				銀行・信用金庫			本店 支店
金融機関				信用組合・農協			
預金種目	普通 ・ 当 座 ・ その他 ( )						
口座番号							
フリガナ							
口座名義							

※通帳（預金種別、口座番号、口座名義等の記載がある面）のコピーを添付してください。

※上記の「団体の名称・代表者氏名」と異なる「口座名義」に振り込みを希望する場合は、次の受領委任状に記入してください。

受 領 委 任 状

私は令和 年下郷町合宿誘致事業助成金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

記

委任状 住 所 \_\_\_\_\_  
          団体名 \_\_\_\_\_  
          氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

受任者 住 所 \_\_\_\_\_  
          団体名 \_\_\_\_\_  
          氏 名 \_\_\_\_\_

合 宿 実 績 書

団体の名称			
実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日まで		
実施（練習等）会場			
宿泊施設			
参加実人数	人	延べ宿泊者数	人泊
助成金額	円		
合宿の目的			
合宿の日程・内容			

宿 泊 証 明 書

団体の名称	
宿泊期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日まで
延べ宿泊者数	人泊

上記のとおり宿泊があったことを証明します。

令和 年 月 日

所在地

宿泊施設名称

代表者職

代表者氏名

印